



厚生労働省

群馬労働局

Press Release

厚生労働省群馬労働局発表

平成28年9月6日

【照会先】

群馬労働局労働基準部賃金室

室長 池田 弘一

賃金指導官 飯泉 幸男

(電話) 027-896-4737

報道関係者 各位

—「群馬県最低賃金」は10月6日から時間額759円に引き上げ—

1 群馬労働局長（半田和彦）は、群馬地方最低賃金審議会（会長 河藤佳彦 高崎経済大学教授）からの答申を受け、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）を22円引き上げて時間額759円とする改正決定を行い、平成28年9月6日付けで官報公示を行いました。

これにより、群馬県最低賃金は、平成28年10月6日から時間額759円に引き上げられることとなります。

2 群馬県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称の如何を問わず、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

3 今後、群馬労働局においては、改正後の最低賃金の周知と履行確保を図ってまいります。

## 【参 考】

### 1 群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

| 年 度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 時間額 | 6 9 0 円  | 6 9 6 円  | 7 0 7 円  | 7 2 1 円  | 7 3 7 円  |

### 2 最低賃金制度

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

### 3 最低賃金の対象となる賃金

対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から、次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 4 特定最低賃金（産業別最低賃金）

群馬県内では、すべての使用者・労働者に適用される「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」のほかに、特定の産業に適用される「特定最低賃金」が設定されており、これらの産業では、群馬県最低賃金と特定最低賃金が重複して適用されますが、この場合、金額の高い「特定最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

なお、「特定最低賃金」の改正については、今後、群馬地方最低賃金審議会で審議を行うこととしています。

| 群馬県の特定最低賃金   | 現行の時間額  |
|--|---------|
| 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業最低賃金  | 8 4 1 円 |
| 群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金 | 8 3 0 円 |
| 群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金   | 8 2 9 円 |
| 群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金  | 8 3 0 円 |